

佐賀県告示第 465 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 27 年 10 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

多久市

2 都市計画事業の種類及び名称

多久都市計画下水道事業 多久市公共下水道

3 事業施行期間

平成 10 年 8 月 26 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 10 年佐賀県告示第 470 号、平成 14 年佐賀県告示第 24 号、平成 17 年佐賀県告示第 422 号及び平成 23 年佐賀県告示第 175 号の事業地のうち、多久市北多久町大字多久原地内における事業地を変更する。